資料４

大規模災害被災地への職員派遣助成交付金交付要領の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（目　的） 第１条　この要領は、次に掲げる災害により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。 (1)　東日本大震災 (2)　熊本地震 (3)　平成３０年７月豪雨 (4)　令和元年台風第１５号及び台風第１９号 (5)　令和６年能登半島地震	（目　的） 第１条　この要領は、次に掲げる災害により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。 (1)　東日本大震災 (2)　熊本地震 (3)　平成３０年７月豪雨 (4)　令和元年台風第１５号及び台風第１９号

改正後

２３　大規模災害被災地への職員派遣助成交付金交付要領

（目　的）

第１条　この要領は、次に掲げる災害により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。

(1)　東日本大震災

(2)　熊本地震

(3)　平成３０年７月豪雨

(4)　令和元年台風第１５号及び台風第１９号

(5)　令和６年能登半島地震

（交付金の名称）

第２条　交付金の名称は、「大規模災害被災地への職員派遣助成交付金」（以下「交付金」という。）とする。

（交付金の対象）

第３条　交付金の対象は、派遣先市町村との連絡調整のための旅費、通信費、庁内事務費などとし、特に使途は限定しない。

（交付金の交付額）

第４条　交付金の交付額は、当該年度に派遣した実質年間派遣人員数に応じた額とし、その区分は別表に定める。実質年間派遣人員数は１年間を1.0、６ヶ月間を0.5、３ヶ月間を0.25として換算したものとする。

（交付申請及び交付決定）

第５条　交付金の交付を受けようとする市は、愛知県市長会が別に定める期日までに、交付申請書（様式第１号）により申請するものとする。

２　愛知県市長会は、交付申請書を受理したときは、内容を精査し、速やかに決定通知書（様式第２号）を市へ通知するとともに、別に定める期日までに交付するものとする。

（返　還）

第６条　愛知県市長会は、この要領に反すると認めたときは、当該市に対し交付金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年１１月２７日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年２月１４日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年２月１６日から施行する。

別表

区分	実質年間派遣 0.25～1.0人	実質年間派遣 1.25～2.0人	実質年間派遣 2.25人以上
交付額	230千円	300千円	370千円